

第5回知床遊覧船事故を踏まえた遊漁船の安全設備の在り方に関する検討会 議事概要

日 時：令和6年5月27日（月）14：00～17：00

場 所：合同庁舎3号館11階 特別会議室

出席委員：工藤座長、鳥居座長代理、一之瀬委員、伊藤委員、雲委員、庄司委員、
杉村委員、根岸委員、眞嶋委員、三村委員、吉田委員、綿谷委員

【オンライン出席】門田委員、河野委員、高野委員、松尾委員

1. 安全設備の搭載義務化の方向性（案）について

1-1. 改良型救命いかだ等

- 事務局より、資料1を用いて、改良型救命いかだ等に関する委員からのご意見等に対する国土交通省の考え方について説明した。
- 委員より、周知内容等について、以下のような意見があった。
 - ・いかだ等を使用中に流失するおそれはないか。
 - ・実海域におけるいかだ等の展張に関する情報があると良いのではないか。
 - ・改良型内部収容型救命浮器と現行の救命浮器の違いについて周知が必要ではないか。
- なお、上記意見に対し、事務局より、使用方法に関する動画等を使用した周知や、船長等の研修・講習等での実機を使用した体験の場等の提供等を通じ、関係団体とも連携しながら、関係者の理解の醸成を図る旨説明した。
- 委員より、伴走船の保険の扱いについて、遊漁船事業者への周知が必要との意見があり、事務局より、遊漁船事業者や保険会社への周知に努める旨説明した。
- 委員より、いかだ等の艀装品について、食糧・飲料水が必要かとの質問があり、事務局より、航行区域が近海以遠の場合に必要である旨説明した。
- 委員より、内部収容型救命浮器が現在販売されているかとの質問があり、事務局より、参考資料3に掲載した製品は購入可能である旨説明した。
- 委員より、限定救命艇手を乗船させる必要があるのかとの質問があり、事務局より、主に旅客定員13名以上の船舶に救命いかだを搭載する場合、救命いかだへの乗り込みの案内等を行う限定救命艇手が必要である旨説明した。
- 委員より、旅客がいかだ等を展張した際の責任の所在について質問があり、事務局より、いかだ等の適切な搭載や展張は船長に責任がある旨説明した。
- 委員より、いかだ等の搭載位置をどのように決定するかとの質問があり、事務局より、船舶所有者が造船所等の助言を受けて搭載位置を決定するものであり、設置した船舶の安全性について船舶検査において確認する旨説明した。
- 委員より、バック式いかだ等を多く搭載することを認めるべきとの意見があり、

事務局より、全体の重量や展張する際の対応人数の観点等から2個以内を原則とする旨説明した。

- 委員より、遊漁船事業者は、水温が低い海域・時期を航行する場合にいかだの搭載又はいかだの搭載を要しない方法により安全対策を講じることについて、その具体的な安全対策を旅客に説明する責任があるのではないかと意見があり、水産庁より、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、各遊漁船事業者は法令順守の状況について公表することとされており、その一環で安全面での取り組みを利用者にアピールすることができる旨説明があった。
- 委員より、様々な安全対策の実施を進めることにより検査機関や国の負担が大きくなることを懸念するとの意見があり、事務局より、合理的な確認ができるよう制度を構築することで検査機関の負担軽減に努める旨説明した。
- 委員より、遊漁船事業者の安全対策に関し、以下のような意見があった。
 - ・遊漁船事業者は、利用者である釣り人の立場に立って安全対策を前向きに受け入れて備えるべき。
 - ・安全対策の適切な実施は、旅客のみならずその家族にとっても極めて重要であることに留意すべき。
- なお、委員より追加の意見等はなかったことから、改良型救命いかだ等に関する本検討会での議論を終了することで合意した。

1-2. 隔壁の水密化等

- 事務局より、資料2を用いて、隔壁の水密化等について説明した。
- 委員より、隔壁の水密化等に関する一般旅客船への適用について質問があり、事務局より、知床遊覧船事故対策検討委員会において、適用日は未定であるものの、隔壁の水密化等を義務付ける方針が合意されている旨説明した。
- 委員より、水密隔壁の定義、排水設備の性能基準における船体長さの定義について質問があり、事務局より、次回の検討会で資料を用いて説明することとした。
- 委員より、既存船で水密全通甲板の設置及び一区画可浸の両方を満たす場合、既存船に求める浸水警報装置及び排水設備の設置は不要かと質問があり、事務局より、船舶検査で両方の要件を満たしていることを確認できれば、浸水警報装置等の設置は不要である旨説明した。
- 委員より、隔壁の水密化等の基準の適用日について質問があり、事務局より、適用日は経過措置も含め別途検討する旨説明した。
- 委員より、新造船の設計に関し、以下のような意見があった。
 - ・既存の設計には一区画可浸を満足するように改造できないモデルがあるのではないかと。
 - ・要件を満たす新造船について、補助の実施ができないかと。
 - ・設計時に一区画可浸の条件があれば、対応した船舶の建造は可能であると。

- なお、上記意見に対し、事務局より、造船事業者における新造船の設計変更への対応等を踏まえて適用日を検討する旨説明した。
- 委員より、新造船、既存船に隔壁の水密化等の対策を求めることについて反対する意見はなかったが、対策の詳細、浸水警報装置等の設置を求める具体的な区画等について更なる説明が必要との意見があり、次回の検討会で改めて議論することとなった。

2. その他

- 意見交換の途中で終了予定時刻となったことから、更なる質問等があれば事務局にメール又は書面で連絡することとなった。また、次回検討会は、隔壁の水密化等について引き続き議論することとなった。

以上